

# 平成 30 年度 未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金についての

## Q&A

Q 1 応募できる「文化芸術団体等」とはどのようなものですか？

A 1 下記の 4 種類です。このうち①団体は、主に文化芸術活動を行うことを主たる目的として設立・運営されている団体で、芸術活動団体（楽団、合唱団、書道会、華道会等）のほか、NPO 法人、ボランティア団体、市民活動団体、芸術家や有志による実行委員会等法人格のない団体を含みます。また、広域連合、一部事務組合も①団体として取り扱います。

団体の種別
①団体（下記②から④以外の文化芸術団体）
②県内市町村
③単独の県内市町村により構成される実行委員会・協議会等
④単独の県内市町村により指定を受けた指定管理者

Q 2 申請が 1 団体 1 事業に限られるとありますが、団体の代表者が違えば同じ団体から複数事業の申請は可能ですか？

A 2 できません。次の基準で同一とみなされる団体からは 1 事業の申請しか受け付けません。

〈文化芸術団体（上記 A 1 の①）の場合〉

- ① 「団体名」が同じであれば、同一の団体とみなします。
- ② 「団体名」が違う場合でも、「団体所在地」または「代表者」が同じであれば、同一の団体とみなします。

〈市町村等（上記 A 1 の②から④）の場合〉

市町村名が同じであれば、同一の団体とみなします。市町村名は下記により判断します。

県内市町村	市町村名 (課等の部署・施設が申請する場合はそれらが所属する市町村名)
単独の県内市町村により構成される実行委員会・協議会等	実行委員会・協議会等を構成する市町村名
単独の県内市町村により指定を受けた指定管理者	指定元の市町村名

Q 3 「文化芸術活動」はどのようなものを含みますか？

A 3 主に以下のようなものを想定しています。

- ・ 音楽、美術、写真、舞踊、演劇等の芸術活動
- ・ 映画等のメディア芸術
- ・ 雅楽、能楽等の伝統芸能や、地域固有の民俗芸能
- ・ 落語、民謡等の芸能

- ・ 茶道、華道、書道等の生活文化 等

ただし、単なる文化教室の発表会や親睦目的の活動は含みません。興行も対象外とします。

Q 4 「文化を通じた世代間や地域間等の交流」、「次世代の育成」、「継続性が期待できる事業展開」、「多数の県民の積極的な参加」「活動のレベルアップ」はそれぞれどういったものですか？

A 4 内容についてはそれぞれ募集要項に定めるとおりですが、県として期待している内容は以下のようなものです。なお、いずれも原則として文化芸術の振興を事業目的としている事業を対象とし、他目的の事業に付随して実施する事業は対象としません。

- ・ 「文化を通じた世代間や地域間等の交流」  
…交流することにより相乗効果が発揮できるもので、その内容が先駆的・創造的なもの
- ・ 「次世代の育成」  
…単なる子どもの参加・体験にとどまらず、「育成」のための仕組みを盛り込んだもの
- ・ 「継続性が期待できる事業展開」  
…1回限りではなく、次年度以降も事業が継続できるような仕組みを工夫したもの
- ・ 「多数の県民の積極的な参加」  
…多数の人が鑑賞するだけでなく、参加者の能動的な参加を伴って実施する事業
- ・ 「活動のレベルアップ」  
…補助金を活用して普段実施できない活動に取り組む等の工夫をし、文化活動のレベルアップをはかるもの。また、その効果や取組が客観的に把握できるもの

Q 5 重点枠として支援する「国文祭・障文祭レガシー継承枠」はどのようなものですか？

A 5 音楽、演劇、芸能、舞踊、美術、映画等、分野は幅広く対象としますが、平成29年度に奈良県で開催された「第32回国民文化祭・なら2017」「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」の大会テーマのひとつである「障害のある人となない人の絆を強く」の趣旨に沿い、展開する事業です。県として期待している内容は、以下のようなものです。

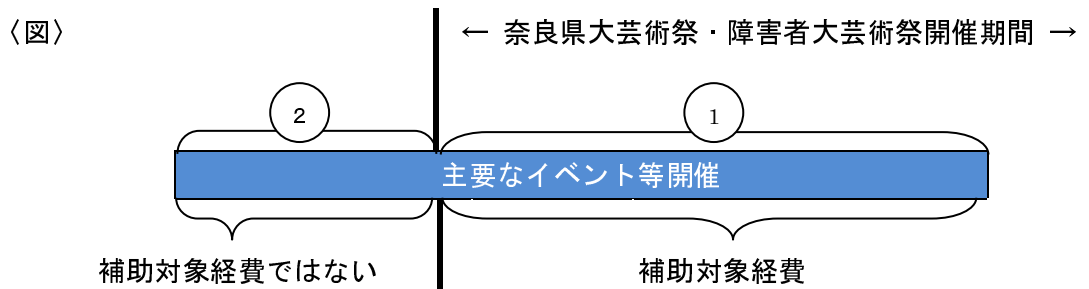
- ・ 事業を通して、障害のある人となない人との交流を深めることができる内容
- ・ ハード、ソフト両面において、誰もが参加しやすいように考慮されたもの
- ・ 障害のある人もない人も共に地域社会で生活することを考えるきっかけとなる事業

Q 6 補助対象経費にある「主要なイベント等」とはどのようなものですか？

A 6 申請団体の年間活動のうち、費用面・集客面・実施日数等を総合的にみて、当該申請団体が重点をおいていると認められる活動を想定しています。そのため、団体調書に年間の活動予定の記入をお願いしています。

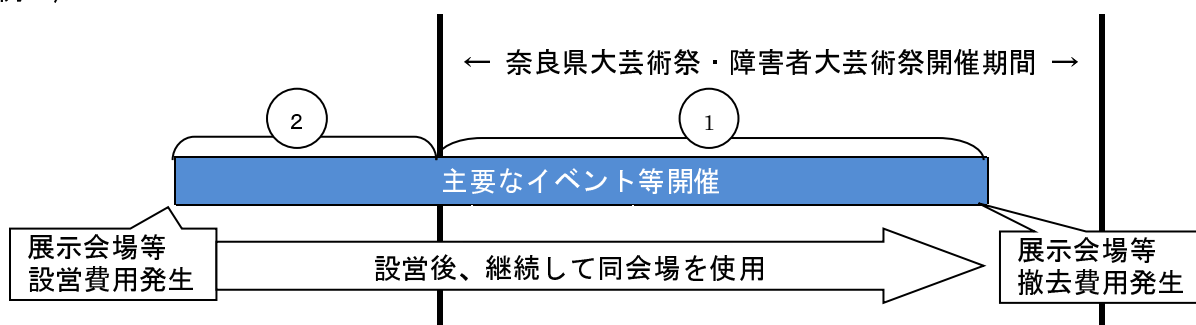
Q 7 主要なイベント等の一部が奈良県大芸術祭・奈良県障害者大芸術祭の開催期間外に行われる場合は補助対象事業となりますか？

A 7 補助対象事業にはなりません。ただし、補助対象経費は奈良県大芸術祭・奈良県障害者大芸術祭開催期間中に実施される主要なイベント等（下図①）に直接かかる費用のみとなります。

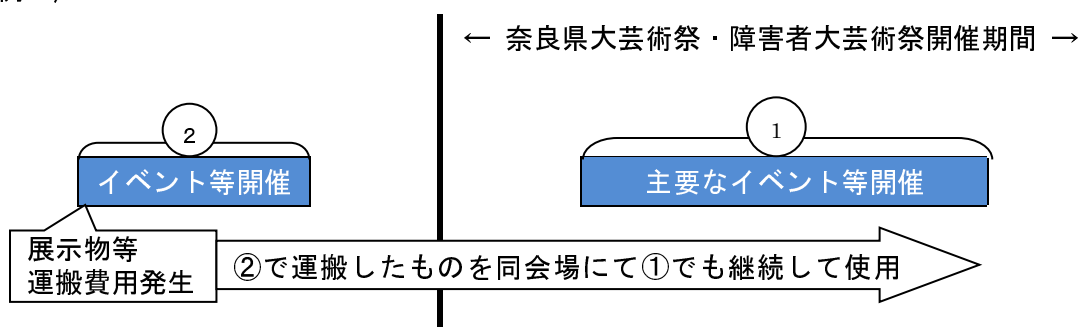


(A 7 続き) ただし、舞台・展示等の会場設営及び撤去費、楽器運搬費、展示物運搬費、会場使用料については、奈良県大芸術祭・障芸祭開催期間中に実施される主要なイベント等（①）にかかる分と奈良県大芸術祭・障芸祭開催期間外（②）にかかる分とが一体不可分の場合に限り、②にかかる分も補助対象経費に含みます。(例 1、例 2)

〈例 1〉



〈例 2〉



Q 8 申請書を出したら補助金は交付されますか？

A 8 全ての団体に補助金が交付される訳ではありません。第 1 次審査、第 2 次審査により、最終的に交付される団体が決定します。第 1 次審査を通過した文化芸術団体の皆様には、第 2 次審査にあたって公開のプレゼンテーションを行っていただきます。

Q9 補助金の額はどのように決まりますか？

A9 申請額を元に、積算の妥当性、対象経費として認められるか否か等を審査し、予算の範囲内で交付決定額を算出しますので、申請額どおり認められるとは限りません。また、申請上の上限額は、交付決定額が実際交付するときの上限額になりますので、事業実施中に経費の増加や収入の減少があっても上積みはできません。

Q10 補助金の上限額はどのように決まりますか？

A10 補助金の上限額は、申請しようとする年度前までに当該補助金の交付決定を受けた回数によって異なります。回数は一般枠で交付決定を受けた回数と重点枠で交付決定を受けた回数を合算します。なお、交付決定を受けた後に申請を取り下げた場合も、交付決定を受けた回数に含みます。

申請しようとする年度前までに おいて、当該補助金の交付決定を 受けた回数	上限額
0回	一般枠で交付決定を受けた場合・・・50万円 重点枠で交付決定を受けた場合・・・100万円
1回	一般枠で交付決定を受けた場合・・・35万円 重点枠で交付決定を受けた場合・・・70万円
2回	一般枠で交付決定を受けた場合・・・20万円 重点枠で交付決定を受けた場合・・・40万円

例1：平成30年度申請の場合

平成29年度（申請しようとする年度前）までに、当該補助金の交付決定を受けた回数  
【一般枠】0回 【重点枠】0回 計0回

↓上記表にあてはめると

一般枠で交付決定を受けた場合・・・50万円が上限額  
重点枠で交付決定を受けた場合・・・100万円が上限額

例2：平成31年度申請の場合：平成30年度に重点枠にて交付決定を受け、事業を行った。

平成30年度（申請しようとする年度前）までに、当該補助金の交付決定を受けた回数  
【一般枠】0回 【重点枠】1回 計1回

↓上記表にあてはめると

一般枠で交付決定を受けた場合・・・35万円が上限額  
重点枠で交付決定を受けた場合・・・70万円が上限額

例3：平成31年度申請の場合：

平成30年度に一般枠にて交付決定を受けたが、事業ができなくなり申請を取り下げた。

平成30年度（申請しようとする年度前）までに、当該補助金の交付決定を受けた回数  
【一般枠】1回 【重点枠】0回 計1回

↓上記表にあてはめると

一般枠で交付決定を受けた場合・・・35万円が上限額  
重点枠で交付決定を受けた場合・・・70万円が上限額

Q11 採択されたらいつ助成金が交付されるのですか？

A11 助成金は全ての事業を終了した後の精算払いとします。部分払い、概算払いは認められませんので、ご注意ください。

Q12 団体調書に記載する「新たな文化活動チャレンジ補助金」の採択回数欄は、団体が採択された当時の代表者が今回の申請の代表者と違えば、採択されていても「申請なし」に○印をつけますか？

A12 代表者が違ってても団体名が同じであれば、「採択」に○印をつけてください。過去に採択された団体が、今回の申請と同一団体であるかどうかは、上記Q2の回答A2と同じ基準で判断します。